

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	認定放送持株会社制度の導入	
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課	電話番号:03-5253-5941
評価実施時期	平成20年 1月15日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 放送分野について、持株会社によるグループ経営を放送事業経営の選択肢とするため、その子会社である地上系一般放送事業者に対するマスメディア集中排除原則の適用の緩和や、認定放送持株会社に対する外資規制の直接適用等を内容とする認定放送持株会社制度を導入することにより、資金調達容易化、経営資源の効率的運用、通信と放送の連携のニーズへの柔軟な対応を可能とし、放送事業経営の安定を確保するとともに、視聴者たる国民の利益を確保すること。</p> <p>【内容】 認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者に対するマスメディア集中排除原則の適用の緩和や、認定放送持株会社に対する外資規制の直接適用等を内容とする。</p> <p>【必要性】 近時、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等の多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって、経営のより一層の効率化が必要となってきたこと、通信との連携強化が不可避な趨勢になってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきており、これらに対処するため、持株会社形態を活用する必要性がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	法律:放送法 省令:放送法施行規則等
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	認定件数1件につき、15万円(登録免許税法別表1)
	(行政費用)	金銭的負担は発生しない。
	(その他の社会的費用)	金銭的負担は発生しない。
規制の便益	便益の要素	
	<p>持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことで、デジタル化に伴う資金需要への対応が容易となる上、人材、資金、設備等の経営資源の効率的運用も可能となり、経営基盤の強化に資する。また、通信分野等と放送との各種競合や連携が進展する中で、通信事業者等との連携ニーズに柔軟に対応できる上、連携に係る新規事業を子会社に行わせることで、安定性が求められる放送事業に直接的なリスクを及ぼすことなく事業展開できる。</p> <p>一方、持株会社の議決権の保有制限や、子会社である地上系一般放送事業者に、その放送対象地域に向けて、自らが制作した放送番組を有するよう努めることとする等の措置も講じており、放送の多元性・多様性及び地域性も確保されている。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>認定放送持株会社の導入によって持株会社によるグループ経営が可能となることで、放送事業の経営の基盤強化・効率化に資する上、放送の多元性・多様性及び地域性の確保等のための措置も講じられていることから、制度の導入によって失われる利益も少ないため、制度導入による便益は極めて高いものと評価できる。</p> <p>一方、導入に伴う遵守コスト及び行政コストは限定的なものであり、また、本制度の導入は放送事業者の経営判断に委ねられていることも含めて勘案すると、認定放送持株会社制度の導入に伴って発生するコストは合理的な範囲内であると考えられ、本制度の導入は適切なものと評価できる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)において、「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する」とされ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、同合意に基づいた改革の推進が決定されるとともに、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告」(平成18年10月6日)において、「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義であると考えられる」とされている。</p> <p>また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)において、「民放の経営基盤を強化するため、『政府与党合意』に基づき、一定の範囲で複数の放送事業者を子会社とする放送持株会社を活用することを可能とするための制度整備等を行うべきである」とされている。</p> <p>本評価書については、当該中間報告の内容を反映したものとなっている。</p>	
レビューを行う時期又は条件		
備考		